

# 今治市省エネ家電普及促進事業費補助金

ご家庭で利用する省エネ性能の高い家庭用のエアコン・LED照明器具の購入について、  
最大3万円分のデジタルクーポン補助を行います！

## 購入対象期間

令和8年 4月1日～10月30日

## 申請受付期間

令和8年 6月1日～10月30日

※予算枠に到達次第、受付終了



デジタルクーポン補助額  
PayPayにて補助します。

対象製品購入額 4万円以上12万円未満(税抜) 1万5千円

対象製品購入額 12万円以上(税抜) 3万円

※デジタルクーポンは登録店舗での利用に限ります。※利用期限:令和8年12月31日

## 対象製品

統一省エネラベルの **星が2つ以上の新品(未使用)製品**  
(市内の店舗・事業所で購入したものに限り)



家庭用エアコン



家庭用LED照明器具



統一省エネラベルは、購入する店舗  
や省エネ型製品情報サイトでご確認  
ください。

### 注意事項

- ・複数の対象製品をまとめて申請することが可能です。
- ・対象製品の購入と、その製品の取り付けに必要な工事費は対象とします。
- ・取換え前の製品のリサイクル料金(処分費、撤去費、払込手数料その他の経費)は対象外です。
- ・家庭で利用する製品(業務用エアコン等は除く)とし、店舗や事業所で使用するものは対象外です。
- ・ポイント等を支払いに利用された場合、そのポイント分は対象経費に含まれません。

### 家庭用エアコン

- ・移動式エアコンは対象外です。

### 家庭用LED照明器具

- ・懐中電灯や電気スタンド等の移動可能なLED照明器具は対象外です。
- ・LED電球単体での購入は対象外です。

補助の交付は  
1世帯につき  
1回限り

## 申請に必要な添付書類

- 補助金交付申請書兼誓約書
- 領収書の写し  
(製品名、支払い金額の内訳、購入日および購入した  
市内の店舗・事業所が確認できるもの)
- 保証書の写し  
(製品の型番、製造番号、購入者の氏名等、  
お客様情報が記載されているものに限り)
- 対象製品が基準を満たしていることを確認できるもの  
(省エネラベルの写し)
  - 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
  - 申請書類の返却はいたしません。

## その他の注意事項

- ・購入日から補助金の申請日まで今治市に住民登録がある方
- ・市税滞納のない世帯
- ・不正な行為が判明した場合は補助金を返還いただきます。

## 申請郵送先

〒794-8511  
今治市別宮町一丁目4番地1 第2別館8階  
今治市役所 環境政策課

「今治市省エネ家電普及促進事業費補助金」係

窓口での混雑を避けるため、郵送での提出にご協力ください。

- レターパックや簡易書留などの追跡可能な郵便での送付を推奨します。
- 送料は申請者のご負担でお願いいたします。

申請に必要な書類は、ホームページからダウンロードをお願いします。URL:<https://www.city.imabari.ehime.jp/kankyuu/hojo/001/>  
ダウンロードが難しい場合は、以下の窓口でも配布しています。

- 「今治市省エネ家電普及促進事業費補助金」受付窓口  
(今治市別宮町一丁目4番地1 第2別館8階 環境政策課内)
  - 各支所住民サービス課・旧市内の公民館の窓口
- ※ 窓口での配布は、平日の9時00分から17時00分まで

申請書類のダウンロード、申請に関する詳細は、  
今治市役所 環境政策課  
今治市省エネ家電普及促進事業費補助金



その他、申請の詳細について、環境政策課ホームページを必ずご確認ください。

お問い合わせ先

今治市役所 環境政策課

TEL:0898-36-1535